

## 令和8年度白井市市民団体活動支援補助金応募説明会 質疑応答集

Q. 見積書の提出が求められる支出区分に関して、オンラインの見積書の画面をスクリーンショットしたものでも差し支えないか。

A. 見積書の提出をお願いします。

Q. 印刷製本費に関して、コンビニのコピー機を使用してチラシを印刷する場合も見積書が必要か。

A. 不要です。事業者印刷等を委託する場合のみ見積書が必要であり、それ以外の提出は不要です。

Q. 団体メンバーの交通費は補助金の対象となるか。

A. 補助金の採択団体の構成員に対する交通費や謝礼等の支出は、補助の対象外です。外部講師へ支払う場合は対象となります。

Q. 収支予算計画書を作成する際の事業収入について、参加費を徴収しない場合は「0円」で記載して問題ないか。

A. 問題ありません。申請事業を実施するにあたり、参加費を設定する場合は事業収入となりますので、記載をお願いします。

Q. 補助の対象となる事業が「公益活動」であるが、収入が得られるような事業を考えなければいけないのか。

A. この補助金は、補助の後も団体が自立した運営と活動ができることを前提としているため、収入を記載するように求めています。なお、この補助金での収入とは実費負担程度で、利益を上げるという認識ではありません。

Q. 公開プレゼンテーション審査の時間は。

A. 令和8年5月13日（水）の日中を予定しています。詳細は決まり次第、各応募団体にお知らせします。

Q. 公開プレゼンテーション審査でのPR方法は。

A. 団体ごとに効果的なPR手段を考えて自由に実施していただいてもかまいません。パワーポイントを使用する場合、パソコンやプロジェクター等の必要な物品は市で用意できます。紙資料でのPRも可能です。

Q. 審査項目の中に「必要性」と「事業効果」があるが、具体的にはどのようなことか。

A. 「必要性」は市民に利益があるもの、「事業効果」は地域課題の解決に効果が見込めるものです。それぞれの審査項目について、審査委員が判断するので、PRの際に委員が納得できるように工夫する必要があります。

Q. 審査委員はどのような人か。

A. NPOなどの市民団体を支援するNPO法人の代表理事や社会教育士、社会福祉協議会や小学校区まちづくり協議会の代表、市民などが審査委員を務めています。

Q. 活動促進型を受けたいと考えているが、何団体まで採択されるのか。

A. 予算の範囲内での採択となるため、具体的に何団体まで採択するとは決まっていません。実際の応募団体数や補助申請額によって、採択できる件数は変動します。※（参考）令和6年度と令和7年度は、応募した団体すべてが採択。

Q. 「国、県、市などの補助を受けている又は受ける予定の事業は補助の対象外」とのことだが、コープ（消費生活協同組合）などの補助金を併用することは差し支えないか。

A. 差し支えありません。税を原資としない補助金は併用することができます。

Q. 応募申請書類のWord、Excelデータは送付してもらうことができるか。

A. 市ホームページ「市民団体活動支援補助金」に掲載しておりますので、市ホームページからダウンロードしてください。

Q. 応募申請書類は「市民活動支援課窓口へ直接持参」とのことだが、提出できる時間帯は平日の日中のみか。

A. ご認識のとおりです。平日の午前8時30分～午後5時15分まで受付可能です。